

公益社団法人 にいがた被害者支援センター

# 支援センターだより

2011年1月 第9号



## 支援ネットワークの構築と情報管理

～設立5年 次の展開のために～

専務理事 武井 楨 次

遅くなりましたが、新年明けましておめでとうございます。日頃皆様からいただいておりますご理解とご協力に心より御礼申し上げます。

さて、犯罪被害者等基本法、それに基づく基本計画が制定・施行されてから5年が経過し、この間に、被害者支援の必要性の認識や支援の実践が急激に進んできました。現在、内閣府で基本計画の見直しがなされているようですが、更なる充実が期待されるところであります。にいがた被害者支援センターも平成18年2月の設立以来、ちょうど5年が経過しました。この間、電話相談から、面接相談、自助グループ活動支援、そして裁判所や検察庁などへの同行支援・代理傍聴などの直接支援を実践できるまでになりました。体制面では公益社団法人化し、施設面ではプライバシー確保のために電話相談室・面接相談室の整備を行い、人的面では支援活動に携わる犯罪被害相談員の育成・確保を進め、財政面では安定的な運営財源確保に努めているところであります。

また、県民の皆様にご支援の存在を知っていただき、支援の必要性をご理解いただくために、毎年、各種イベント時のリーフレット配布や、内閣府提唱の「犯罪被害者週間」に「被害者支援フォーラム in にいがた」と銘打った広報活動を行っております。昨年のフォーラムでは、大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件の被害者遺族の酒井肇氏から「被害者支援の原点に戻って～私たちが望んだ支援 私たちが受けた支援～」と題して感銘深いご講演をいただきました。その中で、事件直後の事件に関する情報が欲しかったこと、わずか11日間だけだったけれどお子さんの幼稚園への送り迎えといった生活支援が大いに助かったことなどが述べられました。幸い、当センターは、関係機

関や県民の皆様からのご支援ご理解を得て準備を進めてまいりました「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を近いうちに、県公安委員会から受けられる見通しとなってきました。この指定を受けられますと、被害者等が、身体的・精神的・経済的な問題を軽減し、平穏な生活に戻るための支援活動を事件・事故直後から行うことが可能となります。とはいえ、当センターの行う支援活動は、行政や民間の関係機関・団体との最適な被害者支援ネットワークの構築なくしては、被害者の抱える多様な問題に对应していくことは困難です。そのネットワーク構築の第一歩として、相談担当の弁護士紹介をスムーズに行うための協定を新潟県弁護士会との間で結びました。今後、各種民間団体や行政機関との連携・ネットワーク強化をより積極的に推進するとともに、時代の変化に即して最適な状態に維持改善を図っていくよう努力してまいります。一方、他機関・団体と連携して支援を行う場合、情報交換が欠かせません。被害者等が望む情報はすべて提供しても良いのか、被害者に関する支援のための情報を連携先との程度までやり取りして良いのかといった、情報提供と管理の問題が出てまいります。情報があるからといって、また知る権利があるからといって、被害者の人権やプライバシーへの配慮なしで提供することは許されません。いったん流出した情報は回収できないからです。ネットワーク社会の利便性とその弊害の調和を図り、人々の幸福な暮らしに役立つ最適な情報化社会を構築していくことが大きな課題なのであります。

当センターでは、今後とも、これらの課題解決を図りながら、より被害者の方々の立場にたった支援活動の推進に努めてまいります。皆様方の一層のご理解とご協力並びにご支援をお願い申し上げます。



「犯罪被害者週間」  
協賛キャンペーン

# 2010 被害者支援フォーラム in にいがた

**被害者支援の原点に戻って**  
～私たちが望んだ支援 私たちが受けた支援～

講 演

大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件 犯罪被害者遺族 酒 井 肇氏

平成22年11月20日(土) 新潟市民プラザ（新潟市中央区西堀通6番町866番地）

穏やかな小春日和に恵まれた「2010被害者支援フォーラムinにいがた」は230名の方々から参加いただき盛会裏に終わりました。酒井さんの講演での被害者の心情は涙なくしては聴くことはできない。また、被害者がどんな支援を望んでいるのか、また受けたのか、今後の支援のあり方等内容の充実した講演でした。

今回の来場者の特徴として専門学校生25名を含む若い人たちが多かったことは今後の被害者支援活動の裾野が広がっていく期待と同時に、フォーラム開催および支援活動をより一層充実したものにするための努力と行動が必要と考えています。



## 2010フォーラムのご意見・ご感想集



酒井さんのお話は、私も娘が被害にあったことがあるので、支援への具体的な要望がよく理解できる気がしました。娘さんへの愛情が今のエネルギーになっているのですね。これからのご活躍をお祈りします。

被害者の講演は、自分に重ね涙が出ました。是非今日の酒井様の訴えを行政につなげてほしいと思います。県警音楽隊コンサートはすばらしかったと思います。とても心が癒されました。

実際に被害に遭われた方、ご遺族の方からのお話を真近で聴ける機会は少ないので、本当に貴重な機会を頂きありがとうございます。今後もこのような機会があれば是非参加させていただきたいと思います。

酒井さんの講演はすばらしく、被害者支援の重要性を理解できました。それだけに会場をいっぱいにできないのは非常に残念です。限られた予算の中でいかに効果的に広報すべきかを共に考えていきたいです。



何時どのような形で自分や家族に降りかかってくるかわからない犯罪被害に、このような支援センターは大変心強いと感じました。協力していかなければいけないと思いました。酒井さんのお話には大変感銘を受けましたし、実際的には「何をしてほしいか言ってください」ではなくて「何ができますよ」と言ってほしいというのが本当に役立つことなんだと教えられました。



犯罪が起きない社会を望みます。また、起きた場合は被害者の立場を一番に尊重した素早い対応が行われることを望みます。支援センターの活動に感謝します。

報道の映像を何も考えずに見ていました。実際に体験した方の話を聞いて、マスコミにもう少し報道のしかたを考えてもらいたくなった。何時自分や周囲に何が起こるのかわからないということに気づきました。このフォーラムに来ることができてよかったです。





# 法テラスにおける犯罪被害者支援

日本司法支援センター新潟地方事務所（法テラス新潟）

## 1 法テラスとは

法テラス（正式名称：日本司法支援センター）は、平成18年4月10日、総合法律支援法に基づき、設立され、同年10月、業務を開始しました。全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を目指し、国民向けの法的支援を行う機関で、主な業務として、情報提供、民事法律扶助、犯罪被害者支援、国選弁護関連業務を担っております。

## 2 法テラスの犯罪被害者支援業務とは

法テラスでは、犯罪被害に遭われた方が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、①刑事手続のしくみや、損害の回復や苦痛の解消・軽減を図るための制度に関する情報提供、②犯罪被害に遭われた方に対し支援を行っている機関・団体の紹介・取次ぎ、③必要に応じて、法テラスに登録された犯罪被害支援の経験や理解のある弁護士の個別紹介といった業務を行っております。また、相談料は、一般的には有料となりますが、資力が乏しいなどの一定の要件に該当する場合は、無料の法律相談や裁判費用の立替援助（民事法律扶助制度）を利用されることもでき、刑事手続等（被害届、告訴状等の提出）に関する援助を希望される場合は、刑事手続のための弁護士費用等を援助する制度（日本弁護士連合会委託援助事業）を利用できる場合もあります。

様々な犯罪被害に関する問い合わせに対し、犯罪被害者支援ダイヤル(0570-079714「なくことないよ」、利用時間：平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00)を設け、犯罪被害者等の支援に関する知識・経験を持った担当者が、犯罪被害に遭われた方に対し、二次被害を与えないよう心情に配慮しながら情報提供を行っております。

## 3 関係機関・団体との連携

新潟地方事務所では、関係機関・団体との連携を図り、最適な専門機関・団体、弁護士の紹介等支援情報を提供する役割を果たすため、各種関連会議、研修会に可能な限り参加させていただき、情報交換、連携強化に努めておりますが、まだまだ認知度は高くない状況にあります。引き続き、認知度向上に努力したいと思います。

## 4 被害者参加制度とは

平成20年12月1日に「被害者参加制度」がスタートしました。この制度は、これまで傍聴席で見守るしかなかった被害者やそのご家族などが、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」として法廷に在廷したり、被告人等へ質問したり、求刑意見を述べたりして直接裁判に参加できるというものです。また、裁判に参加する行為を弁護士（被害者参加弁護士）に委託することもできます。被害者参加弁護士に委託するにあたって、経済的に余裕がない方でも弁護士の援助ができるよう、国がその費用を負担する「被害者参加人のための国選弁護制度」もあります。法テラスでは、被害者参加人のご意見を伺って、被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知する業務を行っております。この制度のご利用を希望される方は、法テラス新潟までお問い合わせください。

## 5 法テラス新潟担当者から

法テラス新潟では、できる限り、関係機関との連携強化や協力を緊密にして、お問い合わせいただいた方々の状況に応じた支援情報の提供をめざしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 法テラス新潟のご案内



日本司法支援センター新潟地方事務所

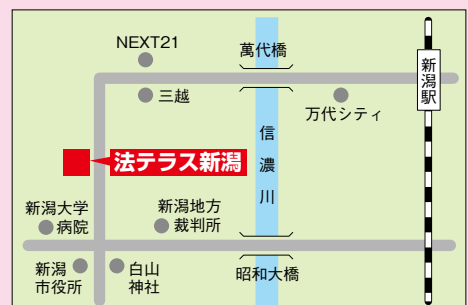
電話

**050-3383-5420**

(平日 9:00～17:00  
土日及び祝日は業務をおこなっておりません。)

**住所** 〒951-8116 新潟市中央区東中通1番町86-51  
新潟東中通ビル2F

(新潟交通バス 市役所方面のバス路線に乗車「東中通」停留所から徒歩2分)



## 県弁護士会と協定

犯罪や交通事故の被害者等の人権を擁護し、社会正義を実現するために弁護士支援が必要になったときに、支援内容に相応しい弁護士の紹介を円滑・適正に運営するために「相談担当弁護士紹介制度に関する協定書」をこの1月27日に締結しました。被害者等への支援がさらにスムーズに行われることになるものと思われます。



## 被害者からのメッセージ

当日、警察ですべてを話した。本当は、本当は泣きたかった。でも私が泣き崩れてしまったら何があったのか誰も代わりに話をしてくれる人がいない。ずっと私は泣きたくても泣けなかった。(泣けるところがなかったから) この泣けなかったことも苦しかった。逮捕され裁判が始まった。

一審では、全く心の整理ができておらず、恐ろしいというのもあり傍聴は1回もできなかった。そんな頃に被害者支援センターの方を知り、相談もし、傍聴も代わりに行っていた。この頃の私は沈むばかりで、ご飯も食べれずじまい、支援センターへよく電話をした。「泣きたいときは泣いていいのだよ」と言ってもらったときから、家族がいないときに泣けるようになった。一審の判決をむかえた。そのときも傍聴に行っていた。自分自身も自分の耳で聞きたいという気持ちもあり、ぎりぎりまで悩んだが加害者をもう2度と見たくなかったのもあり行けなかった。有罪の知らせを聞き、少しはほっとした。でも毎晩トラウマから声を上げ、「やだー」「やめて」と叫ぶことが多くなり家族に迷惑をかけてしまっていた。

判決が出たと思っていた矢先、控訴された。ショックが大きすぎてガタガタに崩れてしまった。悔しい…また真っ暗な出口のないトンネルから抜け出ることができなくなった。一生できないのだろうか…これではどちらが犯罪を犯したのかわからない、頭が狂ったのかと思うほどどうやってすごしていいかもわからなくなって

しまい、もうこれ以上無理、我慢も限界で耐えられなくなり、家族のことも考えられなくなり、薬を、あらゆるものを全部飲んだ、死ぬために…3日半起きなかったと家族から聞いた。いっそのまま目が覚めないでほしかった。生きている以上苦しさはだんだん増すばかりで何もできずにただ苦しんで過ごしていた。消しゴムでは消えない大きな心の傷。

二審公判が始まる通知書が届いた。もううんざりだった。判決を勇気を出して自分の耳で聞くため生まれて初めて傍聴した。不安もあった。家族がどんな判決が出て帰ってこいよ、と言ってくれたことに涙した。判決を聞いた帰りに見た景色は、まして、センターの方と一緒に見た景色はとても忘れられないほど気持ちよかった。

でもそれをつかの間、今度は上告。法律によって加害者は守られ、加害者の人権もあるのに被害者には何があるのか…加害者には次から次へとチャンスがあるのに、被害に遭った者はほったらかし、被害に遭ったものの苦しみは計り知れないものだし、心の傷は深い。絶対にわからない苦しい傷である。

法的なことは決着したけど、トラウマからは逃れられない、リセットなんか絶対にできていない。でも、真っ暗な光の見えないトンネルをひたすら前を向いて歩いて行けることを願うばかり。以前の明るく笑顔でいれた頃に帰りたい…。

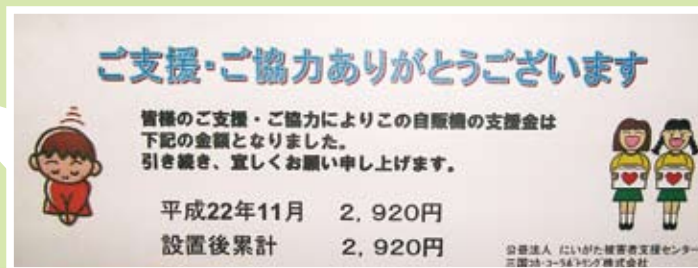
(Aさん)

## 被害者支援自動販売機(三国コカ・コーラボトリング(株)様設置) による支援の感謝とお願い



にいがた被害者支援センターの行う被害者支援事業に賛同し、当センターの財政基盤の確立を図るための社会貢献活動として、昨年11月より、三国コカ・コーラボトリング株式会社新潟支社様から、県下各警察署に設置されている同社の清涼飲料自動販売機の売上金の一部を毎月当センターに寄付していただくご支援を頂戴いたしました。

当センターでは、深く感謝するとともに、この趣旨に賛同して、新規に自動販売機を設置してご協力いただける事業所、団体を広く募集しています。是非、ご協力をお願いいたします。(ご連絡は、センター事務局まで。)



## イオン幸せの黄色いレシート キャンペーン



にいがた被害者支援センターは、イオンリテール株式会社様のご厚志により、「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」に団体登録させていただいています。皆様が毎月11日にイオン新潟南ショッピングセンターで買い物されて受け取ったレシートを店内数カ所に設置された投函コーナーの当センター名入りボックスに投函していただきますと、レシート金額の1%相当額の物品が当センターに寄贈されます。

当センターでは、深く感謝するとともに、これを支援活動等に必要な事務用品等として有効活用しますので、是非、ご協力をお願いいたします。



## 平成22年度活動報告 (4月～23年1月 実績 2、3月は予定)

|         |                                |              |                                         |
|---------|--------------------------------|--------------|-----------------------------------------|
| 4月6日    | ウイル長岡、長岡市役所、長岡警察署へ広報活動         | 10月19日       | 安全・安心まちづくり県民大会にて広報活動                    |
| 4月13日   | 継続講座                           | 10月22日       | 直接支援研修                                  |
| 4月28日   | 公益社団法人定時理事会                    | 10月25日       | 公益社団法人定時理事会                             |
| 5月7日    | 村上市役所、村上警察署、胎内市役所、胎内警察署へ広報活動   | 10月26日       | 自助グループ研修・支援活動員3名、被害者1名参加                |
| 5月9日    | 自助グループ                         | 11月1日        | 高齢者交通事故防止 in 魚沼にて広報活動                   |
| 5月11日   | 継続講座                           | 11月3日        | 総合生協フェスタにて広報活動                          |
| 5月27日   | 公益社団法人定時総会・公益社団法人臨時理事会         | 11月9日        | 継続講座                                    |
| 6月1日    | 新潟青陵大学学生実地研修で来所                | 11月10日       | 県被害者支援連絡協議会総会 2名出席                      |
| 6月8日    | 継続講座                           | 11月13日       | 被害者週間協賛街頭キャンペーン                         |
| 6月24日   | NPO法人全国被害者支援ネットワーク総会出席         | 11月14日       | 自助グループ                                  |
| 6月26日   | 関東甲信越ブロック研修 支援活動員3名参加          | 11月20日       | 2010被害者支援フォーラム in にいがた 230名参加 (新潟市民プラザ) |
| 7月11日   | 自助グループ                         | 11月26日       | 直接支援研修                                  |
| 7月13日   | 継続講座                           | 11月29日～12月3日 | 直接的支援実地研修 支援活動員1名参加                     |
| 7月15日   | 県民交通安全大会 (交通安全フェア)にて広報活動       | 12月2日        | 県・防犯責任者講習会、事務局長参加                       |
| 7月24日   | プロ野球オールスター戦にて広報活動              | 12月14日       | 継続講座                                    |
| 8月10日   | 継続講座                           | 12月14日       | 平成22年トラウマ対策技能研修 支援局長参加                  |
| 8月16日   | NSG学生実地研修で来所                   | 12月16日       | 法テラスへ広報活動、支援センターだよりへの原稿執筆依頼             |
| 9月7日    | 新潟県被害者支援ネットワーク広報部会・事務局長        | 12月17日       | 直接支援研修                                  |
| 9月7日    | NASVA研修講師・支援局長                 | 12月18日       | 個別相談会(相談件数4件) 支援活動員2名参加 (県直轄事業)         |
| 9月13日   | 性犯罪被害者支援セミナー 支援活動員1名参加         | 12月20日       | 同上(相談件数1件)                              |
| 9月14日   | 継続講座                           | 1月11日        | 継続講座                                    |
| 9月15日   | 新潟県弁護士会との意見交換会 (弁護士会館)         | 1月15日        | 関東甲信越ブロック研修 支援活動員3名参加                   |
| 9月24日   | 直接支援研修                         | 1月16日        | 自助グループ                                  |
| 9月26日   | 自助グループ                         | 1月26日        | 直接支援研修                                  |
| 10月1日   | 新潟市安心・安全まちづくり大会にて広報活動          | 2月8日         | 継続講座                                    |
| 10月1日   | NPO法人全国被害者支援ネットワーク全国フォーラム 8名参加 | 2月25日        | 直接支援研修                                  |
| 10月2～3日 | 同上秋期全国研修・支援活動員8名参加             | 3月8日         | 継続講座                                    |
| 10月4日   | 新潟県警・被害者支援専科生視察                | 3月13日        | 自助グループ                                  |
| 10月12日  | 継続講座                           | 3月中旬         | 公益社団法人臨時理事会                             |
| 10月18日  | 柏崎、安全・安心まちづくり大会にて広報活動          |              |                                         |

## 研 修 報 告

## 2010年自助グループ継続研修に参加して

平成22年10月26日～27日に東京の砂防会館において開催された「自助グループ継続研修会」に参加してきました。研修会は内容が濃くて大変勉強になりました。特に感じたことは次のことでした。

各支援センターの報告の中では、「グループを立ち上げたときには10名くらいだったが、会を開催するごとに参加者が少なくなり、誰も参加者がいないこともあったが、めげずに開催している内に参加してくれるようになったので継続して定期的開催してゆくことが大切だ」との報告があり継続してゆくことが大切だと思いました。

自助グループに参加している人からは必要性について話がなされました。「安心して話ができる場である」「心の癒しの場である」「人とのつながりができるようになった」「人の温かさを感じることで徐々に被害からの回復が図られるようになった」等々の話があり自助グループ活動の意義や必要性について再認識させられました。今後もしっかりとやって行きたいと思います。

(支援活動員 K・A)

# 協力者御芳名

(平成22年4月～平成22年12月)  
順不同・敬称略

ご協力ありがとうございました。  
支援活動等に活用させていただきます。

## 団体賛助会員

アドリテム司法書士法人、NURC、NJMグループ、(株)たいよう共済新潟支店、新潟県民共済生活協同組合、こども医院はしもと、五泉市東蒲原郡医師会、(社)見附市南蒲原郡医師会、新潟県司法書士会、財団法人新潟県自動車練習所、(有)新潟輸入タイヤ販売、マルソー(株)、岩淵浩法律事務所、自動車安全運転センター新潟県事務所、ネットコタ越後(株)、新潟県安全運転管理者協会、(社)新潟県警備業協会、三条市医師会、社団法人新潟県バス協会、谷澤整形外科クリニック、(株)古田組、新潟県商工会議所連合会、上越司法書士法人アイビス、(有)セーフ・エス、越後交通(株)、新潟県警友会連合会、社団法人新潟県歯科医師会、(株)越後交通鉄工所、セコム上信越(株)、(株)あんフーズ新潟、北越警備保障(株)、財団法人柏崎地区交通安全協会、三国コカコーラボトリング(株)、財団法人十日町地区交通安全協会

## 個人賛助会員

長谷川淳司、諸橋義知、西脇和子、小笠原哲也、武井みよ子、原田守・由紀、佐々木孝・しづか、大湊弘幸、伊藤義信、嵯峨トシ、和泉澤貞子、埴田忠嗣、小出俊彦・孝子、荒井秀行、秋山ゆき子、横田留美子、吉井美和子、神立秀明、石原謙、半藤千枝子、反町健二郎、皆川和秀、藤沢直子、永崎久人、野口祐郁、鈴木俊、後藤直樹、金子修、猪又勝、栗山英雄、堀博、中澤泰二郎、岸本正智、金子直樹、田下厚子、宮澤正雄、村山和子、丹野あい子、大湊弘幸、櫻井春夫、渡邊守、本田恭子、長谷川進、小野塚利信、斉藤洋子、本間武志、渡辺茂子、小田部正美、饒村悠子、野上信子、永倉税、山名幸二、櫻井英喜、小林光一、武村真理、片桐敏栄、遠藤記恵子、佐藤幸示、山崎幸雄、工藤和雄、小島一則、吉田耕二、樗沢正、押見清雄、山崎隆夫、五十嵐涼子、高橋悦子、相澤市郎、金子哲、丸山敬治、丸山誠、佐野稲子、今井千恵子、藤田善六、酒井正昭、伊藤基子、佐藤敏子、大倉憲吾、永井夏美、塩谷洋、渡部信子、田中宏子、小池進吾、大橋威、佐野寛、長谷川虹兒、石塚誠一、渡辺雅直、大島榮一、金澤省子、吉田健太、松岡キヨ、岡田茂憲、渡辺逸郎、江森謙太郎、関洋一、中村光春、西脇秀樹・圭子、牛腸ハル、梁取トシ、半戸哲夫、築井一琢、庭野トシエ、根津明子、澁谷信、小淵康而、匿名希望1名

## 公安委員会・県警賛助会員

**公安委員会・警察本部** 新潟県公安委員会、総務課、教養課、広報広聴課、警務課、留置管理課、会計課、装備施設課、監察官室、厚生課、情報管理課、生活安全企画課、少年課、生活保安課、地域課、通信指令課、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、組織犯罪対策課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許センター、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備第一課、警備第二課、外事課、機動隊、警察学校、情報通信部

**警察署** 新潟東署、新潟中央署、新潟西署、江南署、新潟北署、佐渡西署、佐渡東署、新発田署、村上署、胎内署、津川署、五泉署、秋葉署、三条署、新潟南署、西蒲署、燕署、加茂署、見附署、長岡署、与板署、小千谷署、小出署、南魚沼署、十日町署、柏崎署、上越署、妙高署、糸魚川署

## 団体寄附者

司法書士法人しばた法務事務所、イオンリテール(株)、フォークダンスサークル赤いくつ、越後柏崎観光バス(株)、ライオンズクラブ国際協会333-A地区、ランニング同好会、新潟東警察署、阿賀野警察署、越後交通整備(株)、新潟JOYマラソン会、三国コカ・コーラボトリング(株)新潟支社、三国フーズ(株)新潟営業所、弁護士法人砂田徹也法律事務所

## 個人寄附者

警察学校初任科第301期生一同、有本元一、司法書士小出行雄、武井慎次、五十嵐広幸、和田武次、和久井武、大湊弘幸、佐藤直美、灰野博、橘玲子、蓮上司子、神立秀明、片桐敏栄、田中克幸、押見清雄、藤田美沙、小山晴代、丸山敬治、丸山誠、佐野稲子、山本千鶴、金子一郎、警察学校初任科第371期学生一同、丸山昌治、佐藤敏子、高野義雄、大道寺雅夫、中嶋久美子、飯塚真理子、星野理香、村松緑、澁谷和子、野澤栄子、警察学校初任科第372期卒業生一同、広川玲子、甲野勝機、金澤省子、中曾根豊、久川益次郎、熊林薫、北山桂子、野口祐郁、長谷川進、中澤泰二郎、川上耕、小山陽子、若槻良宏、松永仁、高野・星野法律事務所、渡邊隆夫、藤田善六

\*誤字・脱字等がございましたら、お手数ですが事務局までお知らせください。

## 賛助会員募集・寄付金のお願い

にいがた被害者支援センターの活動は、皆様の賛助会費や寄付金に支えられています。皆様の温かいご支援とご協力をお待ちしております。

- 個人会員／1,000円(年会費)
- 法人・団体会員／10,000円(年会費)

※一口以上何口でも加入いただけます。

## お振込先(郵便振替口座)

- 口座名義：公益社団法人 にいがた被害者支援センター
- 口座記号番号：00530-1-84482

## 税法上の優遇措置について

公益社団法人にいがた被害者支援センターは、特定公益増進法人の認可を受けています。当センターへの寄附金には税法上の優遇措置があります。

## お知らせ

当センター募金箱の設置事業所を募集しています。ご協力いただける方は事務局宛ご連絡ください。

支援センターだより 第9号

編集・発行：公益社団法人 にいがた被害者支援センター

事務局：〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-3

新潟ユニゾンプラザハート館

TEL・FAX 025-281-2131

E-mail:nvsc7870@able.ocn.ne.jp

http://www5.ocn.ne.jp/nvsc7870/